◇ 処遇改善手当表（処遇改善手当1・3）

正規職員	支給要件	支給月額（円）
【処遇改善手当1】	生活支援員	30,000
	生活支援員（めぐみ園・富士学園）	35,000
	グループホーム支援員	30,000
	サービス管理責任者	30,000
	看護師・保健師	30,000
	調理員・事務員	10,000
	【資格】	
	社会福祉士・作業療法士・介護福祉士（加算有）	8,000
	社会福祉士・作業療法士・介護福祉士（加算無）	4,000
	看護師・管理栄養士・保育士（加算有）	5,000
	看護師・管理栄養士・保育士（加算無）	2,000
	実務者研修：ヘルパー1級	2,000
	初任者研修：ヘルパー2級	1,500
	※最も高額の資格のみ	
	衛生管理者	2,000
【処遇改善手当3】	生活支援員	10,000
	グループホーム支援員	10,000
	サービス管理責任者	10,000
	看護師・保健師	10,000
	施設長・調理員・事務員	10,000
非正規職員	支給要件	支給月額（円）
【処遇改善手当1】	生活支援員	30,000
	生活支援員（めぐみ園・富士学園）	35,000
	看護師・保健師	30,000
	調理員・事務員	10,000
	※但し、採用日から6か月勤務したのち支給する。	
	【資格】（正規職員と同額） ※最も高額の資格のみ	
【処遇改善手当3】	生活支援員	10,000
	看護師・保健師	10,000
	管理栄養士・栄養士	10,000
	調理員・事務員	10,000

◇ 処遇改善手当表（処遇改善手当2）

	支給要件	支給月額（円）
【処遇改善手当2】	夜勤 （1回）	5,000
	年末年始勤務（12月29日～1月3日：1日）	2,000

※ 処遇改善加算額より処遇改善手当額（法定福利費事業主負担分を含む）が少ないときは、「処遇改善手当3」の金額に応じて調整額を一時金として支給する。

・4月～9月分の調整額を、12月の賞与で支給する。

・10月～3月分の調整額を、6月の賞与で支給する。

◇ 処遇改善手当表（処遇改善手当4）

正規職員	支給要件	支給月額（円）
【処遇改善手当4】	相談支援員等	30,000
	社会福祉士・作業療法士・介護福祉士	4,000